

経営トップの判断と法的責任

1. 初めに

民間企業の代表取締役や、地方公共団体の長といった、およそ経営のトップたる者はある一定時点で、将来のことを含む事項について重要な判断を求められることがある。

その判断は、後から遡って考えれば、必ずしも適切でない場合もあろうし、よりよい別の方法があったと評価されるかもしれない。

しかしながら、そのような後知恵に基づく責任追及がなされるのであれば、立場は違えどおよそトップたる者は判断を先延ばしにせざるを得ず、いつまでも決められない経営・政治が続くことになるため、そのような法的責任追及は一般論として差し控えられるべきであろう。

このことが会社法の世界では経営判断の原則として、行政法の世界では裁量論として呼ばれるものに繋がる。この二つは似通った部分もあれば、異なる部分も多い。(なお両者の類似性を検討するものとしては松本伸也「経営判断の司法審査方式に関する一考察」(金融・商事判例1369～1371号)参照のこと)

近時、この点に関し参考となる判決(岡山地方裁判所平成24年12月26日判決(以下「本件判決」という)―未確定―)が下されたため紹介させて頂く。

2. 会社法と経営判断

まず前提としてすでに論じられてることの多い、経営判断の原則について簡単に言及する。

経営判断の原則に関する論考は多いが、東京地方裁判所商事研究会編著「商事関係訴訟」198頁(青林書院)によれば「経営判断の前提となる事実認識の過程における不注意な誤りに基因する不合理さの有無、事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否の2点が審査の対象とされている」とする。

もっともその後、最高裁は、株主らから時価より高い出資価額で買い取った後時価相当で株式交換を行った、いわゆるアパマンショップ事件判決(平成22年7月15日)において「取締役において・・・総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない」と判示しており、当該判示と従前の経営判断原則の関係については慎重な判断が必要であるとされる(澤口実編著「新しい役員責任の実務」(第2版、商事法務)54頁以下、松山昇平「アパマンショップ最高裁判決の位置付け」金融法務事情1962号参照のこと)。

3. 地方公共団体の長の裁量権

次に、第三セクターへの補助金交付の適法性が争われた下関市日韓高速船事件において最高裁平成17年11月10日判決(判例タイムズ1200号)は

「本件事業の目的、市と本件事業のかかわりの程度、上記連帯債務がされた経緯、本件第二補助金の趣旨、市の財政状況等に加え、上告人は本件第二補助金の支出について市議会に説明し、本件第二補助金に係る予算案は、市議会において特にその支出の当否が審議された上で可決されたものであること、本件第二補助金の支出は上告人その他の本件事業の関係者に対し本件事業の清算とはかわりのない不正な利益をもたらすものとはうかがわれないことに照らすと、

上告人が本件第二補助金を支出したことにつき公益上の必要があると判断したことは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断すべき程度に不合理なものであるということとはできない」として、

地方公共団体の長に広範な裁量権を認めている。

(なお、当該判例を含む地方公共団体の長の責任に関する分析は橋本勇「公社・第三セクターの整理・再生と実務上の留意点」(地方財政2010.1)が非常に参考になる。また同論考では議会での審議と判断が大きなポイントとなる可能性を指摘している)

本ニューズレターの執筆者



しばはら
まさひろ
柴原 多

パートナー
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

4. 本件判決の事実経過と判断

これに対して本件判決は、(1)再建計画に基づいて第三セクター等から市が購入した不動産は著しく高額であることから、当該購入契約は違法・無効であり、(2)市長(なお、購入当時の市長は他界されている)は当該契約の相手方たる第三セクター等に対して売買代金相当額について不当利得返還請求権の行使を行うべきとした住民訴訟に対する判決である。

(なお別事件であるが最高裁平成20年1月18日判決(判例タイムズ1261号)は当初の契約締結時の判断に裁量の範囲の著しい逸脱があり、それを無効としなければ地方自治法等の趣旨を没却する場合には、当該契約が無効となる可能性を判示している。)

本件判決は(上記不動産の購入費を支出するための補正予算案が市議会の賛成多数により可決されていることを踏まえ)次の事項を判示している。

- ①市の判断については、代金額をどの程度に設定するかを含め、裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があった場合に限り違法になること
 - ②第三セクターの経営状況は当時悪化しており、適切な再建計画を実施しなければ法的整理手続をとらざるを得ない状況にあったところ、法的整理手続をとった場合には市中央街区の活性化の役割を担うことが困難になること
 - ③再建計画は、専門家の評価を踏まえて作成されており、その内容も相当かつ実現可能なものであったこと
 - ④(本件購入契約の)代金は、(住民訴訟における)鑑定の結果よりは高額であるものの、再建目的があり著しく不当に高額とまではいえず、またその代金額の算定は別個の鑑定に基づいており、全くの算定根拠を欠く価格とも言い難いこと、
- から、市の判断に裁量権の範囲を逸脱し又はその濫用があったとまでは認めるとはできないとする。

このように本件判決は(1)市の判断に比較的広範な裁量を認めると共に、(2)事業再生に関する通常のプロセス(上記②③)を重視し、(3)住民訴訟における鑑定結果のみで裁量権の範囲の逸脱等を判断していない(上記④)点が注目される。

5. 小括

既に、第三セクターの再建に関して不動産価格が問題となる場合には、不動産評価をどのように行うべきかについて幾つかの問題提起がなされているところである。

例えば、山本健司他「第三セクターに関する事業再生の実例と今後の事業再生のあり方について」(銀行法務21.NO720)は「単純に市場価格で評価してよいのか、あるいは公共的価値を織り込む必要があるのかということが問題となることがある」と指摘する。

勿論、住民訴訟における「住民による公金使用のチェック機能」自体は重要ではある。

しかしながら、そもそも事業再生の場面においては、全体としての経済合理性や金融機関との交渉を通じて不動産の売却価格や再建手法が決定されるものである。

その上で、当該決定に至るプロセスにおいては公平・公正の観点から(手続実施者や専門家アドバイザー等の)第三者機関等の評価を得ることが多く、当該評価の対象においては(担保が付されている)不動産の評価額も重要な検討対象課題となる。

しかも、第三セクター等の再生においては民主制のプロセスの観点から市議会等のチェックを踏まえることが多い。

このような幾つものスクリーニングを経ているにも拘らず、後に訴訟でかかるスクリーニングの結果が覆されるようであれば、経営トップはおよそリスクのある判断をなしていない。

その意味で、①事業再生に関する適切なプロセス及び②民主制のプロセスも踏まえかつ③再建目的があり著しく不当に高額とまではいえない場合には、市の判断が重要視されるという、本件判決のアプローチは、第三セクターの再建(及び取引の安全)を図るうえで非常に重要な意義を有するといえよう。

当事務所は、日本航空、そごう、山一証券をはじめ、多数の法的再建手続・法的清算手続に実績をもつことはもとより、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停手続など様々な制度を利用した私的整理を含め、すべての再生・破綻関係の法律業務について、専門的な知識とノウハウを駆使し、様々な立場のクライアントに種々のリーガルサービスを提供しております。また、国際的な倒産案件への対応のほか、各分野の専門家とも連携して、複雑な組織再編や特殊な金融商品の絡む倒産案件、スルガコーポレーションの例に見られるようなコンプライアンス・危機管理対応を含めた助言なども行い、幅広いリーガルサービスを提供する体制・ノウハウを有しています。本ニュースレターは、クライアントの皆様の様々なニーズに即応すべく、当事務所の事業再生・倒産分野に携わる弁護士・税理士が、事業再生・倒産分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
電話:03-5562-8500(代) FAX:03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/